

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定の規定に基づき、RB labor union から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が、令和 5 年 2 月 13 日にありましたので、労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 4 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 2 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 事件

賃金の引上げ及び臨時給の支給等

2 日時

令和 5 年 3 月 1 日以降問題解決に至るまでの間

3 場所

場所	所在地
川崎鶴見臨港バス株式会社	
鶴見営業所	横浜市鶴見区駒岡 1 - 28 - 9
塩浜営業所	川崎市川崎区塩浜 3 - 10 - 10

4 争議行為の概要

上記の場所において、全組合員又は一部組合員によるストライキを実施する。